

生駒市体育施設使用許可事務取扱基準

I. 基本原則

1 管理基準

生駒市体育施設の使用許可取扱について、生駒市体育施設条例及び同施行規則に則り施設使用の取扱基準を定めるものである。

なお、生駒市体育施設条例及び同施行規則の改正に伴い、取扱基準が変更になる場合がある。

2 市民の優先使用

使用が競合する場合は、原則として生駒市民を優先とする。

(生駒市民とは、市内に在住、在勤、在学しているもので、団体の場合は団体の所在地が生駒市内であり、且つ主に市内で活動しているものをいう。)

3 教室等の使用制限

教室・講座等の定期的、継続的な使用は認めない。

ただし、市及び市教育委員会、市が特に認めた団体等が行う教室等、また、指定管理者者が自主事業で行う教室等は除く。

4 雨天等の使用制限

屋外施設は、使用日の天候、又は施設の状態により使用を制限する。

ただし、雨天時においても競技を行う種目については、競技会等の開催に限り、施設の利用及び整備状況等を考慮して施設の使用を認める場合もあり。

5 時間外使用

施設の時間外使用は認めない。

ただし、競技会等やむを得ない事情があると判断される時は、事前に時間外申請を受理し使用を認める場合もあり。

6 連続使用の受付日

施設を連続使用する場合は、使用開始日の受付時に使用日全日を受け付ける。

なお、連続使用を許可する場合は、事前に市教育委員会（スポーツ振興課）と協議すること。

7 個人情報の保護

受付事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、生駒市個人情報保護条例第13条の規程を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

II. 事務取扱基準

1 使用許可申請

全ての市内体育施設の申請を受け付ける。

なお、受付事務に関する細部の事項については生駒市体育施設受付事務取扱要綱、生駒市体育施設受付事務申し合わせ事項手引き等によるものとする。

ただし、次に該当する申請は当該施設の管理事務所でのみ申請を受け付ける。

- ①使用日の2ヶ月前の同日の使用申請
- ②テニスコート抽選会時に仮予約した分
- ③年間日程調整会議の本申請

(原則使用日の2ヶ月前までに申請してもらう)

- ④附属設備使用料及び屋外施設夜間照明使用料の追加の申請
- ⑤雨天等による振替・還付の申請
- ⑥自己都合による振替・還付の申請
- ⑦使用許可後の取消の申請
- ⑧個人使用及び市民プール団体使用の申請
- ⑨健民テニスコートを生駒市ソフトテニス協会が使用する場合の申請

2 窓口事務

窓口の対応については、懇切丁寧を基本とし、市民のプライバシーに配慮し、適切な方法を用いて、情報提供を行うものとする。

なお、電話での予約はできないものとし、施設の空き状況等の情報提供は行うものとする。

3 施設の維持管理

施設の防犯、火災、事故等の未然防止に努め、安全対策を講じるものとする。

なお、使用終了後の各施設の施錠、点検及び見回りは原則として毎回行うものとする。

施設の清掃、整備等の維持管理業務については、使用者に不快感を与えないように常に心がけるものとする。

4 減免の取扱い

市、又は市教育委員会が主催（委託して行う場合も含む）するときは、全額減免とする。

市、又は市教育委員会と共に開催するときは、原則として半額減免とする。

5 施設使用者の範囲

生駒市民以外の利用も認めるが、使用が競合する場合は生駒市民を優先とする。

6 武道館の個人使用の範囲

個人、又は少人数で使用される場合や使用希望者が競合したときなどは、合同で利用する場合に限り個人使用の使用料で使用させることができる。

※使用日の当日に申請されたもののみ許可する

7 屋外施設における雨天時の処置

雨天時における使用の判断基準は、大会の場合は大会主催者に一任し、使用後のグラウンド整備の徹底を条件に許可し、練習による場合は管理者において判断する。雨天中止したときは、使用者にその旨連絡をするものとする。

判断時間の一応のめどとして、午前使用分は午前8時30分、午後使用分は午前11時、夜間及び薄暮使用分は午後4時とする。

なお、落雷等の恐れがあるような天候の場合は、使用を制限することができる。

8 グラウンド使用種目の範囲

硬式野球の使用については、生駒市内のチームでスポーツ振興課に団体規約及び団体名簿を提出した団体のみ使用を認め、試合及びフリーバッティング練習は北大和野球場及び北大和グラウンドを占用使用した場合に限り許可し、北大和野球場、北大和グラウンド、井出山グラウンドのいずれかの使用による場合は、守備練習・トスバッティングなど危険度の低い練習に限って使用を許可する。

軟式野球の利用については、グラウンドの規模、又は併設の施設や近隣住民の危険度を考慮して使用を許可する。なお、北大和グラウンド、総合公園グラウンド、むかいやま公園グラウンド及び生駒北スポーツセンターグラウンドについては、小学生以下の軟式野球に限り、使用を許可する。

ソフトボールの利用については、グラウンドの規模、又は併設の施設や近隣住民の危険度を考慮して使用を許可する。なお、小平尾南少年グラウンドについては、小学生以下のソフトボールに限り、使用を許可する。

9 屋外施設における使用途中の雨天時の処置

使用途中に雨天等の理由で使用を止められた場合、使用時間帯の開始時刻から1区分の4分の1時間以上使用されると雨天振替や使用料の返還はしない。

10 テニスコートの土・日・祝日にあたる日の申請方法

毎月第1日曜日の午前10時から（受付は午前9時30分）2ヶ月先の月分（すべての土・日曜日、祝日分）の使用について、各管理事務所等で一斉に抽選会を行う。

抽選に参加できるのは中学生以上の市民で、予約の範囲は1時間帯（2時間）のみとする。

この場合の申請方法は、抽選会当日から次の土曜日までに申請させ、申請がない場合はキャンセルしたものとみなし予約を取り消し、次の第2日曜日に該当する抽選月の中で残った時間帯（この時点で2ヶ月前の通常申請ができる条件がクリアされているものをいう。）の申請を受け付ける。これ以降の残った時間帯の申請については通常の申請方法により受け付ける。

11 生駒山麓公園テニスコートの宿泊者の優先利用

生駒山麓公園テニスコートには、ふれあいセンター宿泊予約者専用コート2面（D、E）を設置し、生駒市民の宿泊者に限っては使用日の4ヶ月前（市外の者は3ヶ月前）から1週間前まで受け付ける。

ただし、使用日の2ヶ月前の時点で宿泊者の予約がない時間帯は、他のコートと同様に通常の申請方法により受け付ける。（D、Eコートは抽選会の対象外とする）

なお、連続使用は3日を限度とし、宿泊者の当日使用も認める。

12 会議室・談話コーナーの飲食

会議室での飲食については、弁当程度の軽食は認め、ゴミの持ち帰りを条件に許可する。

なお、食事場所のサービスとして会議室を利用する場合は、1利用者（団体）30分以内（団体としての開始から終了まで）とし、冷暖房などの使用は不可とする。

13 夜間使用確定時の同一管理施設内の当日夜間申請

原則としては許可しないが、当該施設で下記の条件が満たされれば使用を認める。

①管理区域内にある体育施設全部又はその一部で午後9時（又は7時）までの使用が確定されていること。

※当日の夜間使用が午後7時までの場合は、当日夜間申請は午後7時までの使用についてのみ許可する。当日夜間申請による使用時間の延長はできないこととする。

②使用しようとする当日の午後5時15分までに申請があること。

14 夜間の施設使用料、附属設備使用料及び夜間照明使用料の徴収

夜間における使用料の徴収は行わない。使用当日の午後5時15分までとする。

ただし、受付時間終了後（午後5時15分以降）であっても、午後8時までは、当日施設使用の利用者から附属設備使用料及び屋外施設夜間照明使用料の追加の申し出があった場合に限り、利用料金徴収等の手続きを行ってください。

15 自己都合の場合の振替及び使用料の還付

自己都合の場合の振替及び使用料の還付は、スポーツ振興課が定めた条件の沿って認める。

なお、下記事項に該当する場合は、無条件で使用料を還付する。

- ①全国的な競技会等の予選、練習などで主催者がその競技会等の中止の決定をした結果、予選、練習などが必要でなくなったとき
- ②グループ等が講師の指導による計画的な学習会や講習会で、講師の都合がつかず、自習によることができないとき
- ③本市又は教育委員会の都合により使用許可を取り消したとき

16 雨天時の取扱い

屋外施設が雨天により使用できなかった場合は、各管理事務所においてその証明を受けた後、使用料の還付手続きをする。なお、同一施設で使用料が同じ時間帯の振替使用を可能とし、この場合、通常の申請方法（振替申請）によって受け付けできる。

振替可能期間は、原則として3ヶ月以内とする。

17 大会及び大会予備日の取扱い

年間利用日程調整会議により割り当てられた大会等については、予約受付をした後、原則として使用日の2ヶ月前までに申請を受け付ける。

なお、予備日の設定がある場合は、本大会が雨天等により消化できなかった時点で予備日分の申請書を提出することを原則とする。

大会が消化され、予備が不要となった場合は予備日使用の権利は消滅し、空きになった日の予約については大会開催日の翌日午前9時から通常の申請方法により受け付ける。

なお、施設予約サービス（e古都なら）上は、大会開催日の午後5時15分以降に空き状態にする。

18 営利目的の使用

指定管理者が特に必要があると認める場合は営利目的の使用を認める。

19 その他のサービス

グラウンド、野球場使用時のホワイトライン及び体育館使用時のラインテープは各管理事務所で販売する。

なお、使用場所への運搬は使用者が行うものとする。

また、コピー及びFAXサービスも行うものとする。